

これだけで合格する！宅建士合格講座
サンプル講義用（第12回）

令和7年受験版

梶原塾

Copyright © 2005-2025 Kajiwarajuku.

2025-SP01

●2-10 宅地建物取引士

・取引士とは

- ・宅地建物取引士とは、①知事が実施する試験に合格し、②試験を行なった知事の登録を受け、③登録をしている知事から宅地建物取引士証の交付を受けた者をいう

①試験

・実施

- ・知事は、大臣の指定する指定試験機関に、試験事務を行わせることができる ∴試験を実施するのは知事
ex.一般財団法人 不動産適正取引推進機構

・受験禁止等

- ・知事または指定試験機関は、不正の手段によって試験を受け、または受けようとした者に対して、合格決定の取消しまたはその試験の受験禁止をすることができる
- ・知事は、処分を受けた者に対して、情状により、3年以内の期間を定めて受験禁止をすることができる

②登録

・登録実務講習

- ・試験に合格した者で、㉞2年以上の実務経験を有する者または㉟大臣が2年以上の実務経験を有する者と同等以上の能力を有すると認めた者（ex.大臣の登録を受けた者が実施する登録実務講習の修了者）は、試験を行なった知事の登録を受けることができる

・申請手続

- ・試験を行なった知事に登録申請書を提出しなければならない

⇒試験に合格した日から、いつまでに登録しなければならない旨の定めはない

*登録の移転後、登録を消除され再度登録を行なう場合でも、試験を行なった知事に登録の申請を行なう cf.P16

・効力

- ・登録に有効期間はない ⇒本人の死亡以外は登録の消除を受けない限り、一生有効

kajiwara juku

梶原塾

<http://kajiwarajuku.com>

これだけで合格する！
宅建士試験過去問セレクト13年
サンプル講義用②宅地建物取引業法

令和7年受験版

2-10-1

次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

宅地建物取引士とは、宅地建物取引士資格試験に合格し、都道府県知事の登録を受けた者をいう。

2-10-2

宅地建物取引士に関する次の記述は、宅地建物取引業法（以下この問において「法」という。）の規定によれば、正しいか・・・。

甲県で宅地建物取引士資格試験を受け、合格したFは、乙県に転勤することとなったとしても、登録は甲県知事に申請しなければならない。

2-10-3

宅地建物取引士の登録（以下この問において「登録」という。）に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

甲県で宅地建物取引士資格試験を受け、合格したFは、乙県に転勤することとなったとしても、登録は甲県知事に申請しなければならない。

2-10-4

宅地建物取引士の登録（以下この問において「登録」という。）及び宅地建物取引士証に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

甲県で宅地建物取引士資格試験に合格した後1年以上登録の申請をしていなかった者が宅地建物取引業者（乙県知事免許）に勤務することとなったときは、乙県知事あてに登録の申請をしなければならない。

2-10-1	R5-38-㊦	×誤り	P12	
「取引士」とは、試験に合格し、試験を行なった知事の登録を受けて、登録をしている知事から取引士証の交付を受けている者をいいます。 「合格し・・・都道府県知事の登録を受けた者」旨の記載が誤りとなります。				

2-10-2	R6-29-1	×誤り	P12	
登録実務講習について、試験に合格した者で、㊦2年以上の実務経験を有する者または㊦大臣が2年以上の実務経験を有する者と同等以上の能力を有すると認めた者（ex.大臣の登録を受けた者が実施する登録実務講習の修了者）は、試験を行なった知事の登録を受けることができます。 「・・・都道府県知事が指定する講習を受講することにより・・・」旨の記載が誤りとなります。				

2-10-3	R3a-28-4	○正しい	P12	
登録について、試験を行なった知事に登録申請書を提出しなければなりません。 「甲県で・・・合格したFは・・・登録は甲県知事に申請しなければならない」本肢記載のとおりです。				

2-10-4	R2a-34-1	×誤り	P12	
登録について、試験を行なった知事に登録申請書を提出しなければなりません。 「甲県で・・・合格した後・・・(乙県知事免許)に勤務・・・乙県知事あてに」旨の記載が誤りとなります。				

著作権者 株式会社ドリームワークス dreamworks 

梶原塾 <http://kajiwaraajuku.com>

複製・頒布を禁じます

本書の全部または一部を著作権法の定める範囲を超えて無断複製等をする

10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらを併科に処せられることがあります